

会 議 録 (全文版)

会議の名称	令和2年度 第4回東村山市使用料等審議会				
開催日時	令和3年3月12日(金) 午後6時00分～7時30分				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 鈴木委員(会長)、吉井委員(職務代理)、小山委員、谷委員、長谷川委員 増田委員、松村委員、森委員</p> <p>(市) 野崎副市長</p> <p>(所管) 杉山資産マネジメント課長、千葉資産マネジメント課主査</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、河村経営政策部次長 笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、櫻井企画政策課主査 中田企画政策課主任</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合 はその理由		傍聴者数	3名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 副市長挨拶</p> <p>3 前回会議録(要旨)確認</p> <p>4 審議 (1)「使用料・手数料の基本方針(改訂版)」の見直しについて</p> <p>5 報告 (1)東村山市有料自転車等駐輪場指定管理に関する制度変更について</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>東村山市使用料等審議会事務局 (東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話：042-393-5111(内線2212・2213)</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>2 副市長挨拶 【副市長】 こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日は今年度第4回目の審議会となるが、平成31年2月に基本方針の見直しについて諮問させていただき、それから丸2年ご審議いただいた。本日はその最終答申の案についてもご検討いただくことになるのでよろしく願います。</p> <p>3 前回会議録(要旨)確認 ○発言者名を会長・委員表記にした上で、HP及び情報コーナー等で公開することが決定された。</p> <p>4 審議 【事務局】櫻井企画政策課主査</p>					

- ・前回審議会における高額区分の激変緩和措置の議論の中で、月単位の施設使用料となっている工場アパートに、時間単位の施設使用料と同様の激変緩和措置を適用するのは妥当ではないという結論に至った。今後新たに月単位の施設使用料ができた場合でも対応できる基本方針となるように見直しをすることとなった。
- ・審議の参考とするため、地方自治法上の公有財産の定義、使用と貸付の違い等の制度を説明し、当審議会の所掌範囲を確認する。また、工場アパートと同じく月単位の使用料である公営住宅が、私法上の賃貸借関係であるとされた判例をご指摘いただいたため、公営住宅の地方自治法上の位置づけについても説明する。

○事務局より公有財産について説明を行った。【配付資料 1】

- ・工場アパートの使用料については、法令の規定に算出方法の定めがないことから、本審議会の審議対象となっている。しかし、工場アパートの設置条例である「東村山市共同利用工場施設条例」第 14 条において、どういったときに使用料を改定できるかの規定があり、規定に定められた改定理由がある場合に、基本方針に基づいて使用料算定を行い、料金改定を行うことになる。そのため、使用料改定のタイミングや、施設コスト等の積み上げにより使用料を審議することの可否については、引き続き検討していく必要があると認識している。
- ・工場アパートの使用料については、必ずしも民事法との整合を図る必要はないが、通常の私人間の賃貸借料と同様の性質といえる使用料であることから、民事法の規定にも留意しながら運用していくことを所管課と認識共有した。

【会長】

- ・事務局からの説明について、ご意見、ご質問はあるか。

【全委員】

(なし)

○事務局より「今後のスケジュール」「答申の検討と基本方針案の策定」について説明を行った。

【配付資料 2～4】

【事務局】

- ・【配付資料 4】「使用料・手数料の基本方針」(改訂第 3 版)(案)について補足説明させていただく。黒字部分は、現行の基本方針と同様の部分である。赤字部分は見え消し部分を含めて、新たに審議会での議論を踏まえて文言化させていただき改訂した部分である。
- ・1、2 ページ目は、新地方公会計制度の考え方を取り入れる必要性和公共施設の老朽化に対する対応への整合性を文言化させていただいた。
- ・3 ページ目は、適正価格決定の統一的な考え方ということで、料金改定の基準をこれまでの 100 円以上の乖離から 10%以上の乖離とするよう文言化させていただいた。
- ・4 ページ目からは、原価算定の基本ルールについて、新地方公会計制度の費目を使うということで修正させていただいた。物件費等の「等」の考え方を表現したことと、減価償却費の考え方を固定資産台帳と整合を図らせていただいた。6 ページ目ではこれまでの減価償却費の考え方との違いを表にしている。
- ・10 ページ目は、激変緩和措置について、50 円未満の料金区分は 100 円を上限、50 円以上 200 円未満は 2 倍、200 円以上は 1.5 倍としている。また、月額使用料については別途表記した方が良いというご意見を踏まえ、枠外に注記で「月額使用料は個別に検討可能」として、柔軟に対応で

きるような表現とさせていただいた。

・この基本方針案については、本日ご了承いただければ、パブリックコメントに向けて整理させていただき、パブリックコメントでいただいたご意見で反映できるものがあればあらためて当審議会でご報告させていただく。6月までに基本方針を確定させたいので、新たな基本方針に基づいて令和3年度から全体見直しの作業に入っていきたい。

【会長】

・事務局からの説明に対し、ご意見やご質問はあるか。

【委員】

・今後のスケジュールの中で、パブリックコメントがある。パブリックコメントは、市の施策について市民の方からご意見を伺うものだが、なかなか意見が出にくいのが一般的だ。しかし[41]、やる意義は大きいので、せっかく何回か重ねた審議会について、市民の声を聞く良い機会だと思う。そこでお願いしたいのが、今日の説明の内容は難しいものとなっている。これを市民の方に提案してご意見をいただくというのは、いきなり出しても市民からするとなんだこれはとなると思う。手数料については比較的身近かもしれないが、使用料については、公共施設を利用する人としらない人、いろいろいらっしゃるし、これを市民がどう思うかということは、いきなり問われてもなかなか難しいと思う。それなので、パブリックコメントするときに、鑑文でわかりやすい説明というか、なぜここで使用料・手数料が課題になって、ひとつ結論が出たというその過程をやさしく説明してもらいたいと思う。特に、内容もさることながら、前段でなぜこういう点を見直しするのか、なぜこういう課題があったのかということをやさしく提案していただければという希望です。パブコメについては、この審議会での審議事項ではないと思うが、市でパブコメにかける場合はその点をお願いしたい。特に添付資料がかなりの量になると思うので、それを限られた時間で読んで意見を募るときに、あまり意見がこないのではないかと心配する。逆に問いかけをやさしくしてもらえれば、ご意見もたくさんいただけると思うので、ご配慮いただきたいと思います。

【事務局】

・ご意見ありがとうございます。当市では、令和3年度にむけて現在数多くの計画を策定しており、今年度に関しては市全体で20本近いパブコメを実施してきた。内容によっては市民の皆さんにはなじみのない言葉や計画も多いので、ものによっては概要版のようなものを作って対応している。この基本方針についても、概要や見直しの必要性など、審議経過を説明資料として載せられるか、どういう見せ方をすれば市民の皆さまにわかりやすくなるかを検討し、多くのご意見頂戴できるようにパブコメを進めていきたいと考えている。

【委員】

・長きにわたる審議会の内容をまとめていただきありがとうございます。

・答申ではなく、基本方針が今後このように変わります、というようなパブコメになるだろうと思うが、パブリックコメント自体がどのようなかたちで市民に問うのか。

・基本方針案5ページ目の物件費等の中で、勘定科目の名称としてはなじみのない「報償費」というものがある。「需用費」などにはその後ろにカッコ書きで関連する勘定科目の記載があるが、「報償費」についてはカッコ書きがないので、具体的にどういう勘定科目で構成されるのかをカッコ書きで記載した方がバランスもとれて良いのではないかと思いますのでお願いできればと思う。

【事務局】

・どのようなかたちでパブコメをかけるかについては、答申案はあくまでも審議会からの答申ということになるので、こちらについてはパブコメの対象ではない。基本方針案を公共施設の窓口やホームページでご覧いただき、ご意見をいただくものである。ただ、基本方針案だけだとわかりにくいというご意見もございましたことから、改訂の趣旨等についての表現の仕方を検討したいと思う。

・物件費等の報償費については、市の普通会計の費目において、需用費は消耗品費、燃料費といったように細かく節が分かれているが、報償費は節が分かれていないため一括りにしている。報償費というのは謝礼にあたる。具体的には、附属機関以外の会議体の委員への謝礼などがある。報償費についてわかりにくいということであれば、注記のようなかたちを検討したい。

【委員】

- ・報償費についてはわかった。
- ・パブコメの肝は何かというと、結果として金額はそれほど変わらないが、算定根拠がこれまでとは変わるということだと思う。
- ・使用料のパブコメというと、料金が変わるときのように具体的な話になると市民の声は上がってくると思うが、今回のパブコメはそういう話ではない。使用料算定の基礎の考え方の変更であるということを確認していただければと思う。

【会長】

- ・パブコメの一定の様式があるのであれば、それに基づきやってみよう。
- ・基本方針のようなものは、あまり具体的に書くと解釈が違ってしまったり難しいことがあるため、その点も含めて検討していただきたい。

【事務局】

- ・パブコメに関しては、ご意見を伺った後の公表する様式はあるが、実施についてはそれぞれの所管が策定した計画などとなるため、見やすいかたちを検討していきたい。
- ・今回はあくまでも基本方針の改訂であり、個別具体の施設の料金のパブコメではない。ただ、考え方を変えたことによって、受益者負担が上がる施設も出てくる可能性があるので、それについては回答したい。基本方針を改訂する必要性については、答申に則って回答していきたい。

【委員】

・パブコメ期間は終了しているが、公園のあり方についてのパブコメがあった。近くにある天王森公園について書こうかと思った。ホームページにある資料を見て書くということだった。利用者からすると、公園は身近にあるから、その公園のあり方について簡単に書けば良いものだと思うが、背景のひとつには市の公園の計画があるから、それについてのご意見をということだったのでなるほどなと思って理解した。考え方を市民に披露して意見をもらうとうことで、その通りだとはおもうが、その上で、どうにかたちで意見聴取するのかというのが、本当にかみ砕いて欲しいと思う。この答申案のとおりではないと思うが、概要版でことばひとつひとつを説明してほしいと思う。物件費もそうだし、専門用語ばかりだと、答えたくても理解できないということがネックになる。せっかくご意見を聴取するのであれば、文言でひっかかるのは非常にもったいないと思う。そうではなくて中身で勝負したい。なるべく足を引っ張られない表現の仕方が必要

だ。一目でわかるパブリックコメント資料の検討をお願いします。

【事務局】

・市民の皆さまに馴染みのないことば、行政用語は、わかりやすいことばもしくは用語説明していきたい。

【委員】

・難しい、わかりにくいというご意見があり、たしかにそうだなと思った。一方で、この審議会のそもそもの目的が、新地方公会計制度から出てくる発生主義情報を明確に使用料の料金算定という行政の意思決定に明示的に取り入れる目的であった。そういう意味で、チャレンジングとか野心的とか、大変な取組みをしていただいたのではないかと、取りまとめのタイミングを迎えるにあたり感じながら、ご担当の皆さまはじめ？の方のご苦勞がしのばれるとおもってお聞きしていた。特に発生主義情報の中でもスター選手である減価償却費をうまく料金算定の枠組みの中に入れていただいたと思っている。一つ目は施設の建設に使われている財源の種別。充当された財源の云々にかかわらず減価償却されるということで、平準化が図られるということ。非常にわかりやすいといえますか、同一用途、同一目的の施設使用料について差別を設けないというある種の意思の表れとも読み取れる。深読みしすぎかもしれないが。ということですっきりまとめていただいたと思う。その議論を聞いてなるほどなと思う一方で、こういうことを聞かれた市民の方から、うちの近所にある施設は古くて、あちらの地区にある施設は新しくて、同一用途の行政サービスを受けるのになんであちらは新しくて、しかも安いのかというようなご懸念のあったところを？するかもしれないが、地域間の公平論みたいところにもある種の道を開いた気もしている。これは公会計ではなく施設マネジメント上の議論かもしれないが、そういうところに理論的な道筋をつけたものではないかと読ませていただいた。

・固定資産台帳の働きというのを何度も強調していただいたが、たしかにバランスシートの拠りどころとなる固定資産台帳に依拠してこのロジックを組み立てたということですから、ここを強調せざるを得ない立場ということはよくわかるが、あまり固定資産台帳を神のように奉ると、この数字がこうだからこうなりましたというような運びは、あとあとしっぺ返しをくうこともあるのではないかとというのは心配している。というのは、類似団体との比較で固定資産台帳が使えるという説明もあったが、昔あった総務省方式改定モデルから比べると、現在の固定資産台帳は施設の評価に対してずいぶん自由度が認められていると個人的には理解している。数字上あたかも同じような手順を踏んで、同じような役割基準で評価されているように見えるが、その内実は、市独自の考え方があったり、そもそも耐用年数の設定もある程度自由度が認められているという背景からすると、比較可能性については、説明上触れる必要はあるとは思いますが、多少弱点があるということ認識しながら今後進めていただけたらと思慮した。

【会長】

・趣旨や内容、書き方について事務局で検討いただく。
・答申に盛り込むべき点について確認する。第1回から第3回までの意見と、月額使用料の激変緩和措置を別枠とする事務局案を反映させた答申案と基本方針案の説明を受けた。この方向で答申をまとめていきたいと思うが、ご意見、ご質問があればお願いします。

【全委員】

(なし)

【会長】

・先ほどの意見もあるので、最終的に答申は事務局と私の方でまとめさせていただきたいと思うが、よろしいか。

【全委員】

(了承)

【事務局】

・答申案についてご指摘箇所があれば、3月16日(火)午後5時までにご連絡願う。答申に反映できるよう、会長と調整しながらまとめていく。

5 報告

【事務局】

・東村山市有料自転車等駐輪場指定管理に関する制度変更についてご説明させていただく。駐輪場の利用に係る料金については、令和3年4月1日より、利用料金制を導入することとなったため、当審議会の所掌からは離れることを報告させていただく。

・導入に至る経過としては、平成31年4月より駐輪場事業の今後のあり方や市場性等を幅広く確認するため、「東村山市有料自転車等駐輪場等の今後のあり方検討に向けたサウンディング型市場調査」を実施し、幅広い業種の事業者11社とのヒアリングを行った。この結果を受けて、今後の駐輪場事業において、事業者の裁量を増やし創意工夫のある自由な提案を頂くこと、また利用料金として事業者が得た利益を活用し、さらなる利用者サービスに還元すること等、利用者・事業者・市、三方良しの関係になることを目的に令和2年3月議会にて利用料金制の導入等に関する条例改正の議決を得た。

今後は指定管理者と協力しながら、これまで以上に利用者サービスを向上させ、より良い制度となるよう努めていく。

【事務局】

・令和2年度までは、駐輪場利用者が支払った料金は市の歳入とさせていただいていたが、来年度からは利用料金制というかたちで指定管理者の収入となる。そのかわり、これまで指定管理者に支払っていた指定管理料はなくなる。

6 その他

【事務局】

・次回会議の日程は、5月頃を予定している。日程調整については、後日連絡させていただく。

7 閉会